

株式等売渡請求承認決定に関する公告

株主各位

2026年2月27日

千葉県柏市新十余二16番地1
トーイン株式会社
代表取締役社長 高橋 太

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるCSR I 5号株式会社（以下「CSR I 5号」といいます。）から、2026年2月27日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社及びCSR I 5号を除く当社株主の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をCSR I 5号に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨を決定した旨の通知を受領し、2026年2月27日付の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決定いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の4第1項第1号）
名称：CSR I 5号株式会社
住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）
CSR I 5号は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,187円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2026 年 3 月 31 日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第 33 条の 6、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について C S R I 5 号が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上